

## 新地町地域公共交通等運行継続緊急支援金交付要綱

### (目的)

第1条 この要綱は、原油価格・物価高騰の影響が拡大している路線バス事業者・乗合バス事業者・貸切バス事業者・タクシー事業者・自動車運転代行事業者・トラック運送事業者の事業継続を支援するため、事業者に対し、予算の範囲内において新地町地域公共交通等運行継続緊急支援金（以下「支援金」という。）を交付することに関し、新地町補助金交付要綱（昭和50年新地町訓令第4号）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

### (定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 事業者 路線バス・乗合バス・貸切バス・タクシー事業者、自動車運転代行事業者及びトラック運送事業者
- (2) 支援金 事業者の車両維持に要する経費の一部を助成するため、事業者に対して交付する支援交付金

### (交付対象者)

第3条 支援金の交付対象者は、次の各号に定めるとおりとする。

- (1) 路線バス事業者・乗合バス事業者・貸切バス事業者・タクシー事業者  
道路運送法（昭和26年法律第183号）第4条の許可を受けて、一般旅客自動車運送事業を行い、町内に本社又は営業所がある事業者
- (2) 自動車運転代行事業者  
自動車運転代行事業の業務の適正化に関する法律（平成13年法律第57号）第2条第2項に規定する福島県公安委員会の認定を受けた自動車運転代行事業者であり、町内に本社又は営業所がある者
- (3) トラック運送事業者  
貨物自動車運送事業法（平成元年法律第83号）第4条の許可を受けて一般貨物自動車運送事業を行う事業者、同第35条の許可を受けて特定貨物自動車運送事業を行う事業者、同第36条による届出をして貨物軽自動車運送事業を行う事業者であり、それぞれ町内に本社又は営業所がある事業者

(支援金の交付対象事業者の要件)

第4条 支援金の交付対象要件は次の各号のすべてに該当するものとする。

- (1) 町内に事業所がある事業者で、交付申請及び交付決定時点において事業を継続しており、今後も事業を継続する意思がある事業者
- (2) 福島県が定める地域公共交通等運行継続緊急支援金支給規程（令和4年8月31日制定）に基づく緊急支援金（以下「県支援金」という。）の交付を受けた事業者
- (3) 次のいずれにも該当しない事業者
  - ア 町に納付すべき町税及び使用料等を滞納している者
  - イ 新地町暴力団排除条例（平成24年新地町条例第23号）第2条第1号に規定する暴力団又は同条第2号に規定する暴力団員若しくはこれらと密接な関係を有している者
  - ウ その他町長が不相当と認める者

(交付対象車両)

第5条 交付対象車両は、次に掲げる事項のうち（1）から（3）までのいずれか、かつ（4）及び（5）の両方に該当するものとする。

- (1) 道路運送法（昭和26年法律第183号）第4条の許可を受けて一般旅客自動車運送事業（民間救急車両は除く）を行い、町内に本社又は営業所がある事業者が保有する届出車両
- (2) 自動車運転代行業の業務適正化に関する法律（平成13年法律第57号）第2条第2項に規定する福島県公安委員会の認定を受けた自動車運転代行業者であり、町内に本社又は営業所がある事業者が保有する届出車両
- (3) 貨物自動車運送事業法（平成元年律第83号）第4条の許可を受けて一般貨物自動車運送事業を行う事業者、同第35条の許可を受けて特定貨物自動車運送事業を行う事業者、同第36条による届出をして貨物軽自動車運送事業を行う事業者であり、それぞれ町内に本社又は営業所がある事業者が保有する届出車両
- (4) 事業用自動車として国土交通省東北運輸局福島運輸支局長に届出がされており、支援金の申請時点で保有している車両（令和2年3月31日付け国土交通省自動車局通知「新型コロナウイルス感染症の影響により稼働しないこととなった事業用自動車の定期点検について」又は令和2年4月16日付け東北運輸局自動

車交通部旅客第二課長事務連絡「新型コロナウイルスによる急激な需要低下に伴う休車の特例措置について」に基づき臨時休車を行った車両も対象とする。）。

(5) 次のいずれかに該当する車両

ア 路線バス・乗合バスとして使用される車両

イ 貸切バスとして使用される車両

ウ 乗用タクシー・ハイヤー車両として使用される車両

エ 自動車運転代行業の随伴車として使用される車両

オ トラック運送事業として使用される車両（三輪の軽自動車及び二輪の自動車は除く。）

(支援金の交付額)

第6条 支援金の交付額は、車両1台につき1万5千円を乗じて得た額とし、予算の範囲内で交付する。

(交付申請)

第7条 交付対象者が支援金の交付を受けようとする者は新地町地域公共交通等運行継続緊急支援金交付申請書兼請求書（第1号様式）に次に掲げる書類を添えて、町長に提出しなければならない。

(1) 県支援金に係る交付決定通知書の写し又は県支援金が入金されたことが分かる通帳の写し

(2) 振込口座が分かる通帳の写し（法人の場合は、法人名義のものに限る。）

(3) 法人の場合は現在事項全部証明書又は履歴事項全部証明書、個人の場合は本人確認書類の写し。また、個人が町外の住民基本台帳に記載されている者である場合、本人確認書類の写しに加えて、町内に施設を所有又は賃貸し、当該施設を運営していることがわかる書類の写し

(4) 誓約書（第2号様式）

(5) 対象登録車両一覧表（第3号様式）

(6) 対象登録車両の自動車検査証の写し（「使用の本拠の位置」が町内であるもの）

(7) 「新型コロナウイルス感染症の影響により稼働しないこととなった事業用自動車定期点検について」又は「新型コロナウイルスによる急激な需要低下に伴う休車の特例措置」に基づき臨時休車を行った車両においては、福島運輸支局に提出し

た休車リストの写し

(8) 乗車定員11人未満の車両について、路線（乗合）バスとして使用される車両として申請する場合は、「一般乗合旅客自動車運送事業」として道路運送法第4条の許可を得ていることが分かる書類

(9) その他町長が必要と認める書類

2 交付申請の提出期限は、令和5年2月28日までとする。

(支援金の交付の決定)

第8条 町長は、前条第1項の規定により支援金の交付の申請があつたときは、申請に係る書類の審査及び必要に応じて現場調査等を行い、支援金の交付の可否を決定するものとする。

2 町長は、前項の規定により支援金の交付を決定したときは新地町地域公共交通等運行継続緊急支援金交付決定通知書（第4号様式）により、不交付を決定したときは新地町地域公共交通等運行継続緊急支援金不交付決定通知書（第5号様式）により速やかにその決定の内容を当該申請者に通知するものとする。

(支援金の支払)

第9条 町長は、前条第1項の規定により支援金の交付を決定したときは、交付対象者に支援金を交付するものとする。

(交付決定の取消し及び返還)

第10条 町長は、支援金の申請者が偽りその他不正な行為により支援金の交付を受けたとき、前条の規定その他の法令に違反したときは、当該申請者に係る支援金の交付の決定の全部又は一部を取消することができる。

2 町長は、前項の規定により支援金の交付の決定を取消した場合は、新地町地域公共交通等運行継続緊急支援金交付決定取消兼返還通知書（第6号様式）により通知するものとし、当該取消しに係る部分に関し、既に支援金が交付されているときは、期限を定めて当該支援金の返還を命ずるものとする。

(書類の整備)

第11条 支援金の交付を受けた事業者は、支援金の交付に関する書類等を整備し、当該支援金が交付された日の属する会計年度の翌会計年度から起算して5年間保管しなければならない。

2 支援金の交付を受けた事業者は、町長から前項の書類等の提出を求められたとき

は、これに応じなければならない。

(その他)

第12条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

この要綱は、公布の日から施行する。